び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同表の備考３㈢中「氏名」」の次に「、「個人番号」」を加え、同表の備考３㈣中「氏名」の次に「、個人番号」を加え、「㈥まで」を「㈦まで」に改め、同表の備考３に次のように加える。

㈦　「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「個人番号又は法人番号」又は「法人番号」の欄には、この申告書を受理した勤務先の長及び事務代行先の長が、当該勤務先に係る賃金の支払者の個人番号若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号を、それぞれ付記すること。

別表第三㈣の表の備考４㈡中「及び「住所」」を「、「住所」及び「個人番号」」に「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同表の備考４㈣中「規定する移管前の営業所等」の次に「（㈤において「移管前の営業所等」という。）」を加え、「㈥まで」を「㈦まで」に改め、備考４㈥を同表の備考４㈦とし、同表の備考４㈤を同表の備考４㈥とし、同表の備考４㈣の次に次のように加える。

㈤　この申告書を受理した移管前の営業所等の長は、「異動前」の項に当該移管前の営業所等に係る金融機関等（施行令第２条の５第１項に定める者をいう。）の法人番号を付記すること。

別表第三㈣の表の備考４に次のように加える。

㈧　「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「個人番号又は法人番号」又は「法人番号」の欄には、この申告書を受理した勤務先の長及び事務代行先の長が、当該勤務先に係る賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号を、それぞれ付記すること。

別表第三㈣の表の備考５㈡中「及び「住所」」を「、「住所」及び「個人番号」」に「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同表の備考５㈣中「㈥まで」を「㈦まで」に改め、同表の備考５に次のように加える。

㈦　「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「個人番号又は法人番号」又は「法人番号」の欄には、この申告書を受理した他の勤務先の長及び事務代行先の長が、当該他の勤務先に係る賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号を、それぞれ付記すること。

別表第三㈣の表の備考６㈡中「３㈥まで」を「３㈦まで」に改め、同表の備考７㈡中「４㈥まで」を「４㈧まで」に、「４㈥中」を「４㈦中」に改め、同表の備考８㈡中「５㈥まで」を「５㈦まで」に改める。

別表第三㈤の表中

「

ふりがな	
氏　名	

」を

「

ふりがな		個　人
氏　名	㊞	

」

に、

「

受入機関の営業所等	所在地		
	名　称		
勤務先	所在地		
	名　称		
賃金の支払者	所在地		
	名　称		

」

を

「

事務代行先	所在地		
	名　称		

」

に改め、同表の備考３㈡中「及び「住所」」を「、「住所」及び「個人番号」」に、「氏名及び住所（」を「氏名、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（以下この表において「個人番号」という。）（」に、「及び住所）」を「、住所及び個人番号）」に改め、同表の備考３㈫を同表の備考３㈭とし、同表の備考３

「

受入機関の営業所等	所在地		
	名　称		
	法人番号		
勤務先	所在地		
	名　称		
賃金の支払者	所在地		
	名　称		
	個人番号又は法人番号		
事務代行先	所在地		
	名　称		
	法人番号		

」